

10 公害健康被害の補償と健康被害予防事業

(1) 公害健康被害の補償等制度

昭和63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正法施行により、第一種地域の指定を受けていた大阪市全域を含む41地域全てが指定解除され、新たに健康被害者の認定は行われないことになりましたが、既に認定を受けている患者（被認定者）に対する補償給付等は継続されることとなりました。

大阪市ではこの法律に基づいて、既存の被認定者については補償給付及び公害保健福祉事業を実施しています。

① 既存の被認定者に対する補償

ア. 認定更新等

指定解除前に申請を行い次の疾病で認定を受けている者を対象に、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて市長が決定しています。

- ・ 慢性気管支炎及びその続発症
- ・ 気管支ぜん息及びその続発症
- ・ ぜん息性気管支炎及びその続発症
- ・ 肺気しゅ及びその続発症

なお、平成21年3月31日現在の被認定者数は7,820人です。

（資料1-10-1～3 P資25）

イ. 補償給付

被認定者及びその遺族等に対し、療養の給付、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料の6種類の補償給付を行っており（資料1-10-4 P資26）、平成20年度の補償給付額は11,062百万円です。

② 公害保健福祉事業

指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復・保持及び増進を図ることを目的として、次の事業を行っています。

ア. リハビリテーション事業

(1) 知識普及・訓練指導事業

被認定者に対して、医師、保健師などにより、機能回復の実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及及び運動療法などを行っており、平成20年度は、9回実施し、80人の参加がありました。

(1) 1泊2日のリハビリテーション事業

被認定者を対象に、1泊2日で療養生活上の指導、機能回復訓練の実施・指導等を行っており、平成20年度は、保養センター「美榛苑」で1回実施し、11人の参加がありました。

イ. 転地療養事業

被認定者を空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導などを行い、健康の回復、保持及び増進を図ることを目的として、転地療養を実施しています。

平成20年度は、被認定者を対象に、保養センター「美榛苑」及び休暇村「紀州加太」で3回実施し、160人の参加がありました。

ウ. 療養用具支給事業

(1) 空気清浄機

病状の程度から必要度の高い特級及び1級の在宅療養者に対し、室内の空気を清浄にする空気清浄機を貸与して、療養効果の促進を図っています。（平成20年度末現在貸与数21台）

(1) 加湿器

病状の程度から必要度の高い特級及び1級の在宅療養者に対し、室内の空気に適正な湿度を加える加湿器を貸与して、症状の回復を図っています。（平成20年度末現在貸与数0台）

エ. 家庭療養指導事業

各区保健福祉センターにおいて被認定者に面接するほか、家庭を訪問し、日常生活の指導等を行い、病状回復を図るために療養指導を行っています。

平成20年度の面接指導数は357人、家庭訪問指導数は389人です。

オ. インフルエンザ予防接種費用助成事業

被認定者であり、かつインフルエンザ予防接種実施要領の接種対象者で、自己負担金が生じる者を対象に、健康の保持を図ることを目的として、負担となる費用を助成しています。

平成20年度の助成数は2,003人です。

(2) 健康被害予防事業

昭和63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の施行に伴い、新たに大気汚染の影響による健康被害を予防するための事業が実施されることになりました。この事業は、人の健康に着目し、健康の確保、回復を図る環境保健事業と、環境そのものに着目し、環境自体を、健康被害を引き起こす可能性のないものとしていく環境改善事業とからなっており、これまで、国、地方公共団体等が行ってきた大気汚染による健康被害の予防に関する施策を補完し、より効果あるものとするものです。

事業の内容として、環境再生保全機構（以下「保全機構」という）が直接行う調査研究、知識の普及、研修のほか、保全機構の助成を受けて、地方公共団体等が旧第一種指定地域（大阪市全域）等を対象として行う計画作成、健康相談、健康診査、機能訓練、施設等整備、施設等整備助成があります。

また、この事業を実施するための財源は、国、大気汚染に関連のある事業活動を行う者及び大気

汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者から基金を保全機構に拠出させ、その運用益により賄われています。

① 環境保健事業

昭和63年度から次の環境保健事業を行っています。

ア. 健康相談事業

呼吸器疾患に対する市民の疑問・不安等の相談に応じ、適切な助言、指導を行うもので、各区保健福祉センター及び区民センター等で実施しています。

平成20年度は100回実施し、参加者は392人でした。

イ. 健康診査事業

乳幼児を対象として、ぜん息に関する問診を行い、発症防止のための指導を行うとともに、必要に応じて、血液検査を実施し、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っています。

平成20年度は96回実施し、1,297人の参加があり、血液検査受検者は236人でした。

ウ. 機能訓練事業

気管支ぜん息児童を対象として、当該疾患に関する療養上有効な機能回復訓練を行うことにより、健康の回復、保持及び増進を図っています。

平成20年度の実施状況は表1-10-1のとおりです。

表1-10-1 機能訓練事業状況

事業名	実施場所等	実施回数/教室	参加人数
親と子の健康回復教室	保養センター「美桜苑」 (奈良県宇陀市)	1回	9組
健康回復キャンプ (小学校3年生～ 小学校6年生)	大阪市立 伊賀青少年野外活動センター (三重県伊賀市)	3回	149人
ぜん息児水泳教室 (4歳児～小学校2年生)	阿倍野屋内プール・扇町プール 〔1教室10回〕(大阪市内)	8教室	198人

エ. 施設等整備事業

(7) 医療機器等整備事業

地域保健・医療の基幹をなす保健所及び公立病院において、慢性閉塞性肺疾患に係る施設又は医療機器を整備し、地域における慢性閉塞性肺疾患に関する保健医療水準の向上を図り、もって、当該疾患の予防並びに患者の健康の回復、保持及び増進に資するものです。

平成20年度は、1病院に一般撮影装置一式を整備しました。

(4) 医療機器等整備助成事業

地域医療の基幹をなす公的な病院等に対して、慢性閉塞性肺疾患に係る施設又は医療機器の整備に要する経費を助成することにより、慢性閉塞性肺疾患に関する医療水準の向上を図り、もって、当該疾患の予防並びに患者の健康の回復、保持及び増進に資するものです。

(平成20年度助成数〇件)

(3) 健康影響調査

大気汚染が健康に及ぼす影響については、十分な科学的知見がないため、大阪市としては、国の広域的、統一的な調査に協力しており、平成20年度には次の調査を実施しています。

① 環境保健サーベイランス*調査

昭和62年度から、国においては大気汚染と健康影響との関係を定期的・継続的に観察し、万一、異常が発見された場合には、必要に応じて所要の措置を早期に講じることができる環境保健サーベイランスシステムを構築するため、3歳児及び6歳児を対象としたパイロット調査等を実施してきました。

平成8年度から3歳児の健康モニタリング*データの収集による環境保健サーベイランスシステムを稼働させています。（平成20年度は39自治体で実施）

また、3歳児の追跡調査として、予後等を含

めた健康状態を把握するために、平成15年度まではパイロット調査として、平成16年度より6歳児についても環境保健サーベイランスシステムを稼動させ、原則として3歳児調査と同地域で実施しています。（平成20年度は39自治体で実施）

大阪市においては昭和62年度から国の環境保健サーベイランスシステム構築のための調査に参画し、同システムに基づき、平成20年度も西淀川区及び淀川区で3歳児および6歳児調査を実施しました。

② 局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査

国においては、平成17年度から、自動車排出ガスと呼吸器疾患との関連を調べるため、関東・中京・関西の3大都市圏で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査-そら(SORA)プロジェクト-」が開始され、平成17年度からの学童を対象とした追跡(コホート)調査及び平成18年度からの幼児を対象とした症例対象調査(ケース・コントロール・スタディ)に加え、平成19年度からは成人対象調査を実施しています。

大阪市において、学童調査は国道43号沿線の3小学校で、幼児調査は市内対象11区の乳幼児健診会場で、成人調査は市内対象4区の国道43号線に接する地区で、それぞれ調査を実施しました。